

(様式第2号)

貸付協定書

(目的)

第1条 日立市(以下「甲」という。)及び開設者(以下「乙」という。)は、市民農園の用に供する農地(以下「特定貸付農地」という。)の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の有効期間)

第2条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から5年とする。ただし、開設者及び日立市のいずれからも協定の終了または見直し等の申し出がないときは、この協定はさらに5年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第4条 乙は、特定貸付農地の適切な管理及び運営を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、借受者が契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地(以下「借受農地」という。)の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
- 4 乙は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、甲は、乙から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意をもって対応するものとする。

(特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

第5条 乙は、市民農園の整備に当たり既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

- 2 乙は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
- 3 甲は、乙から第1項及び第2項に関して指導等の要請があったときには、誠意

をもって協力するものとする。

(特定農地貸付を中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第6条 乙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは、廃止するときには、市民農園の用地を原状に回復し、自ら当該農地を適切に農業的利用を行うものとする。なお、乙自ら当該農地を農業的利用に適切に利用することが困難な場合等のときは、甲が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

2 乙は、特定農地貸付けを廃止する場合には、6ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

3 乙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規定の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋に努めるものとする。

(開設者が日立市に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第7条 乙は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、甲に定期的に報告しなければならない。

(実施調査等)

第8条 甲は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(指導及び協定に違反した場合の措置)

第9条 甲は、乙が本協定第4条第2項、第3項若しくは第4項又は第5条第1項から第2項までの規定に違反したと認める場合、正当な理由がなく特定農地貸付を行わない場合又は特定貸付農地を特定農地貸付け以外の用途に使用した場合は、当該違反等の是正について指導するものとする。

2 甲は、乙が前項の指導に従わない場合は、当該開設者に特定農地貸付けの中止又は廃止を求めるものとする。

3 甲は、乙が承認された特定農地貸付けの内容に従って特定農地貸付けをしていないと認める場合は、管轄の農業委員会に特定農地貸付けの承認の取消しを求めるものとする。

(その他)

第10条 この協定で定めるもののほか、市民農園の管理及び運営に関して必要な事項は、乙及び甲が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 茨城県日立市助川町1丁目1番1号
氏 名 日立市
日立市長 小 川 春 樹 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	現況地目	登記地目	面積(㎡)